

あかあやちの報

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和52年8月31日現在)

世帯数	1,368戸
人口	5,780人
男	2,795人
女	2,985人

第62号 画発行 千早赤阪村役場 電話(07217)2-0081代 画編集 観光課 (07217)2-1447 画印刷 東野印刷

いつまでもお元気で！

—敬老を祝い村より祝金・祝品を贈呈—

おとしよりの長寿と健康を願い、九月二日村長が九十才以上(六名)のおとしよりを慰問、その長寿をお祝いしました。

森 屋 武部イク殿 千早 福田マサエ殿
二河原 新田ヨ子殿 中津原 大向トマ殿
上東阪 大浦マスへ殿 “ 竹花すぎ殿



長寿おめでとう

九月は「敬老月間」です

老人のしあわせを考えよう

九月は多年にわたって社会につくしてこられたおとしよりを敬愛し、その長寿を祝うとともに、いつまでも明るく生がいのある毎日を通していただけるよう、みんなが老人福祉について考え合う期間です。村では敬老月間中の九月二日に村長が九十才以上のおとしよりを慰問したほか、八十才以上(一〇二人)のおとしよりに金一封、七十五才以上(二二八人)の方に敬老祝品、七十五才到達者には記念写真金婚式者には記念品をそれぞれおくりして、その長寿をお祝いしました。

また、ねたきり老人(三三人)には、お見舞の品を、七十才以上(四〇三人)の方には、村衛生婦人奉仕会のご厚意により、あめをそれぞれおくりさせていただきました。

【今月号の内容】

◆長寿おめでとう	1頁	◆暴力問題相談所の利用について	3頁
◆産業別最低賃金改正	2頁	◆行政相談週間行事	3頁
◆役場に非常災害用の無線電話を設置	2頁	◆「身元不明死者の身元を捜す相談所」開設	3頁
◆村税メモ	2頁	◆昭和52年度飼犬登録並びに第2回(秋期)狂犬病予防注射のお知らせ	4頁
◆障害に打ちかつ気力こたえる企業	2頁	◆赤ちゃん会開催	4頁
◆福祉手当支払期日変わる	2頁	◆休日診療	4頁
◆新国民年金委員さま	3頁	◆年中行事シリーズ	5頁
◆昭和53年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領	3頁	◆村民体育祭	5頁
◆ホームヘルパー(老人家庭奉仕員)募集	3頁	◆秋の全国交通安全運動実施される	6頁
◆年金移動相談所開設	3頁	◆台風や集中豪雨にそなえて	6頁

産業別最低賃金改正

八月十二日より

大阪労働基準局では、最低賃金審議会の答申に基づき、機械・金属製品等製造業最低賃金のうち、電気機械器具製造業について、改正決定を行いました。この最低賃金は八月十二日より発効致しましたが、この最低賃金よりも低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金の件名	最低賃金額			効力発生 日
	一般労働者	短時間労働者	時間給者	
機械・金属製品等製造業最低賃金（電気・機械器具製造業のみ）	1日 2,550円	1時間 320円	1時間 320円	52年 8月12日

役場に非常災害用の

無線電話を設置

日頃は電信電話をご利用いただき、ありがとうございます。電電公社では皆様方のお電話が「いつでも」「どこへでも」「すぐ」つながるように日夜努力いたしております。しかしながら天災・地震

等で不通となる危険が予想されます。これに備えて万一の場合、いつでも使えるよう「非常災害用の無線電話」を役場の事務室（収入役室の外壁）に設置しております。この電話は、警察機関および消防

機関への通報、その他災害の発生救援等に関する緊急を要する通話を優先して取扱います。しかし通話の利用状況等からみて一般の通話にも利用していただきます。なお、電話のかけ方、料金等詳しいことは担当にお尋ねください。（富田林電報電話局）

▽村税メモ△

昭和五十二年、固定資産税第三期分の納期は九月末日です。本日も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いします。この機会にぜひお納めください。なお、府村民税第一・二期分及び軽自動車税の未納のある場合は、当日、併せて納付ください。

月 日	時 間	場 所
9月28日 (水)	午前9時～正午	森屋青年会場
	午前9時～正午	水分公民館
	午前9時～正午	川野辺集会所
	午後1時～午後4時	二河原 辺集会所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
9月29日 (木)	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時～正午	小吹合小学校
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

『障害に打ちかつ気力
こたえる企業』

心身障害者を雇用しましょう!!

九月は「心身障害者雇用促進月間」です。福祉国家といわれる今日、心身障害者の福祉の増進を図ることは一つの大きな国民的課題です。その基本となるのは、心身障害者が職業を通じて自立を図ることであり、多くの健康者とともに、社会・経済活動に参加していきを見出し、心身障害者の雇用対策の基本であります。

このような背景により、昨年、身体障害者雇用促進法が大幅に改正されました。なかでも民間事業主は従業員の一・五割以上を雇用するよう法律によって義務づけられております。心身障害者の方々がその能力に応じた職業につき、その職業を通じて幸せな生活を送るために国民それぞれが社会連帯の理念のもとに一人一人の問題であるという認識をもつことは勿論、事業主の雇用についての積極的な理解が必要であります。以上の点を十分ご理解いただき心身障害者の採用に一層のご協力をお願いいたします。心身に障害のある方々の就職の相談ならびに、これらの方々の採用についての相談は、河内長野公共職業安定所へお気軽にお越しください。

福祉手当支払期日
が変わりました

①従来の1月期・5月期・9月期の支払が12月期・4月期・8月期と1ヶ月早く支払われます。（実施は52年12月期）からとなりますので、52年9月期は従来通り支払を行なわれます。

ただし、変更後の12月期の支払は、受給者の請求があったときは11月に福祉手当を受けとることが出来ます。

②現在支払額（月額）五、〇〇〇円が52年8月より五、五〇〇円に引き上げられました。



新国民年金委員さきまる

国民年金委員の任期が満了し、大阪府知事より次のとおり新委員が委嘱されました。

(任期五十四年七月三十一日)

東条重晴(森屋)
松原寿一(森屋)
平田清太郎(森屋)
浅岡敏男(河原辺)
仲野成一(水分)
堀恒(桐山)
寺川安治(川野辺)

東安治(二河原辺)
西浦武夫(吉年)
植田逸治(小吹)
谷口義雄(中津原)
中尾吉治(中津原)
大井猛朗(上東阪)
伏ノ本熊雄(千早)
井ノ本熊雄(千早)
豊田吉久(小吹台)
以上十六名(敬称略)

昭和五十三年歌会始のお題

及び詠進歌の詠進要領

昭和五十三年歌会始のお題

①お題「母」

②歌には母(はは)の語意のある他の言葉たとえば「たちね」「めおや」などと用いてもよいが人間をはじめ生命のある動物の女親を題材とした歌に限る。したがって母国・母校などとして用いないこと。

③詠進歌の詠進要領

(1)詠進歌は自作・一人一首・未発表
(2)用紙は半紙・毛筆で自書
(3)自書できない時、代筆可・代筆の理由を別紙に記載
(4)書式は書式図参照
(5)職業は具体的に書くこと。
(6)⑥の例を参照

④注意事項

左の場合は失格になります。
①一人で二首以上詠進した場合
②詠進歌が発表された歌と同一または類似性がある場合
③歌会始の行なわれる前にマスコ

ミに発表した場合
④代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められる歌
⑤職業が具体的にない場合
×例Ⅱ会社員・公務員・自由業
○例Ⅲ何会社何課長・何学校教諭
⑥その他この詠進要領によらない場合

④詠進の期間

本年十月十一日まで、郵送の場合、消印十月十一日まで有効

東京都千代田区千代田一番一
宮内庁御中
「詠進歌」

⑤詠進歌は小さく折って封入してもかまわない。

⑥詠進歌についての質問

直接、宮内庁式部へ返信用封筒を添えて九月末日までに照会し

ホームヘルパー(老人家庭奉仕員)募集

千早赤阪村ではホームヘルパー(老人家庭奉仕員)を募集しております。

千早赤阪村内在住の三十才から五十才位までの健康な女性で、老人福祉に熱意のある方、ホームヘルパーとして働いてみませんか。ホームヘルパーの仕事の内容は、老人の居られる家庭、ひとり暮らし老人宅を定期的に訪問し、食事の世話、衣類の洗濯、補修、住居等の掃除、身の廻りの世話、生活必需品の買物、通院介助及び生活上の相談助言、話し相手等を行ない、老人に健全で生きがいのある生活を送っていただくことを目的とする仕事です。

活動の時間は、原則として半日(四時間以上)単位で行ない、一日(二日間以上)の場合、報酬三、五二八円、半日(四時間以内)の場合半額です。

活動にあたっては役場、保健所等への連絡事務と簡単なケース記録をしていただきます。

▽募集人員 若干名

▽募集期間 五十二年九月十五日より五十二年九月三十日まで

てください。

(約24センチメートル)

母
.....
住所(折り目)
.....
氏名
.....
生年月日
.....

(約33センチメートル)

職業
.....

▽申し込み方法

千早赤阪村住民課福祉係まで封書にて氏名、住所、年齢、電話番号をお書きの上、役場まで送付願います。なお電話にて申し込み可。詳しくは次の所にお問い合わせください。千早赤阪村役場住民課福祉係まで。電話二〇〇八一〜三

年金移動相談所開設

相談内容

国民年金・厚生年金等について相談をお受けします。

なお、厚生年金被保険者証・年金手帳等の記号番号や加入脱退または職歴等をメモしてご来場くださいますと、より具体的に説明ができます。

とき 昭和52年10月20日
ところ 千早公民館
午前10時〜12時
千早赤阪村役場別館
午後1時〜4時

共催 国民年金大阪第四社会保険事務所

千早赤阪村

暴力問題相談所の利用について

府民のみなさんで、暴力団関係者等にいじめられたり、無理難題を言われて困っている方、悩んでいる方は、ぜひ当警察署の暴力問題相談所をご利用ください。

富田林警察署総務課相談係

電話七二二二五〜一二三四

五・一二一五内線二二三

「身元不明死者の身元を捜す」相談所の開設

昭和三十六年から毎年、春秋の彼岸の間、四天王寺境内において「身元不明死者の身元を捜す相談所」を開設して警察で取扱った身元不明者の身元発見に努めてまいりました。

今回も秋の彼岸に相談所を左記のとおり開設しますので家出人や行く先不明者の方は利用ください

◆設置期間

九月二十日(火)〜二十六日(月)までの七日間
毎日午前九時〜午後六時までの日間

◆相談所の場所および名称

大阪天王寺区元町十七番地
四天王寺境内亀の池前
「身元を捜す相談所」

行政相談週間行事について

行政管理局、近畿管区行政監察局及び行政相談委員は常時、行政一般についての行政相談に応じております。

特に十月十六日から十月二十二日までを「行政相談週間」とし、各種行事を行います。この間に左記のとおり一日合同行政相談所を開設して行政相談に応じますので、役所や公社等に対する苦情や要望等をお気懸にお申し出ください。相談は無料で、秘密は守られます。

とき 十月十八日(火)午前10時〜三十分〜午後四時三十分
ところ 大阪市西淀川大丸南館屋上

出席機関

国の機関(1)・公社・公団(3)・地方公共団体(大阪府・大阪府警察本部・大阪市)その他(1)

日程表

月 日	時 間	場 所
10月5日 (木)	午前9時30分～9時50分	桐山金泉寺下
	10時～10時20分	赤阪農協前
	10時30分～10時50分	川野辺集会所前
	11時～11時20分	建水分神社下
	11時30分～正午	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	午後1時～1時20分	森屋青年会所前
	1時30分～2時20分	西楽寺前
	2時30分～3時	役 場 前
10月6日 (木)	午前9時30分～9時50分	小吹集会所前
	10時～10時20分	中津原集会所前
	10時30分～10時50分	多間橋前
	11時00分～正午	千早農協前
	午後1時10分～1時30分	吉年集会所前
	1時40分～2時	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	2時10分～3時	奥千早診療所前
	3時20分～3時50分	小吹台ダイケンホーム事務所前

昭和52年度飼犬登録並びに第2回(秋期)狂犬病予防注射のお知らせ

計
登録手数料 三〇〇円
注射手数料 六四〇円
注射済票交付手数料 一五〇円
一、〇九〇円

昭和五十二年年度飼犬登録並びに第2回(秋期)狂犬病予防注射を左記のとおりで実施しますから、もよりの場所です必ずお受けください。
なお、犬の首輪に登録鑑札と注射済票をつけてつないで飼ってください。



犬はつないで飼いましょう！



不用犬は保健所までご連絡ください。

不用犬の引き取りは毎週月・水曜日(祭日を除く)午前10時～午後5時まで、富田林保健所及び河内長野支所で実施致しますから印鑑持参の上、犬をつれてお越しください。(この日は犬に関する各種の相談に応じます。)

休日診療について

休日診療当直医予定表

月 日 曜	医 院 名	住 所	電話番号
9月15日(祭)	上野医院	富田林市山中田377	07212 ③6453
18日(日)	奥山美医院	富田林町11-2	07212 ⑤0123
23日(祭)	成原医院	高辺台1丁目7-18	07212 ⑨1440
25日(日)	河南町診療所	河南町白木	07219 ③3050
10月2日(日)	仲谷医院	寺田132	07219 ③3501
9日(日)	山本医院	富田林市久野喜台1-9-45	07212 ⑨0596
10日(祭)	東条正医院	寿町2丁目3-18	07212 ④3581
16日(日)	橋本医院	甲田(川西)167	07212 ③6065
23日(日)	児島医院	寺池台1丁目9-72	07212 ⑨1406
30日(日)	天城医院	太子町大字春日93	07219 ⑧1163
11月3日(祭)	木下実医院	富田林市須賀558	07215 ②2217
6日(日)	木下哲医院	桜井町1丁目24	07212 ③2338
13日(日)	山村医院	喜志町1丁目16-26	07212 ③2678

★診療時間は午前10時から12時まで、午後1時から午後5時まで

★往診はいたしません。

＝定例赤ちゃん会開催＝

赤ちゃんについての育児、健康相談等下記のとおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。

なお、3才児になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で毎月第一第三金曜日の午後12時30分より1時まで受付を行っておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

赤ちゃん会日程表

実施日	時 間	場 所
9月28日 (木)	午後1時10分～1時40分	川野辺(川辺英一氏宅前)
	1時45分～2時20分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	2時25分～2時40分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	2時45分～3時	桐山(金泉寺下)
	3時05分～3時20分	森屋赤阪運送上
	3時25分～4時	森屋防除組合前
9月29日 (木)	午後1時10分～1時30分	役場庁舎前
	1時40分～2時10分	吉年(東阪郵便局下)
	2時15分～2時30分	下東阪集会所前
	2時35分～2時50分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	3時～3時30分	奥千早診療所前
9月30日 (金)	午後1時20分～1時40分	小吹集会所前
	1時45分～2時15分	中津原集会所前
	2時30分～3時30分	小吹台小学校前

他人が迷惑しますからゴミを河川や空地に

捨てないようにしましょう

年中行事シリーズ ⑰

井戸さらえ

1 小吹地区の共同井戸

△水と生活▽

水は大気中で、水蒸気や雲として存在し、それが雨雪となって降り、一部は地下水となるが大部分は河川を流れて海へとそそぎ、地球上の水量の九八%一四一・三〇〇兆トンに達します。

生物の発生もその起源は海中からであり、水は生物特に人類の生活に重要な影響を与えてきました。そこで古代人は水を神聖視して祀り、海神・川の神・池の神・井戸の神としてあがめました。特にわが国では水田耕作を主とし、四方海に囲まれているため、水神信仰は時代につれて多彩化し年中行事として伝承されているものもあります。

一方、生活資源としての水の利用は飲料水からはじまり、最近に至り産業の高度化に伴う工業用水都市用水、水系の環境汚染対策等文化の発展につれ多様化しつつ、新しい水資源の解決が迫られている現状です。

△共同井戸と井戸さらえ▽

昔の村々は生活用水である共同井戸を中心に、協同体を形成して発展してきました。

小吹地区は、二・四平方分の広大な面積に僅か七〇戸、それも高地に点在していたため、水利に恵まれず、屋敷内の井戸は三戸（内二戸は水量不足）のみで、その他は遠く谷川附近の共同井戸から毎日桶（タンゴ）により汲みあげていました。



【小吹共同井戸分布図】

特に、小吹は甘南備・佐備（富田林市）への出作が多く、農繁期には未明より星をいただくまで農耕に従事し、生活用水の確保は主に婦女子の日課でありました。因みに昭和五一年度中、本村の水道の給水世帯一・一九二戸への年間総水量は三二一・八九〇㎥に達し、一世帯平均年間使用量は二六二㎥、一日平均〇・七二㎥（七二〇ℓ・四石）という莫大なものです。



【乳児を背負いながらの水汲風景】

仮に井戸までの距離が片道一〇〇米であれば、年間往復七三軒、一生三十年間では二・一九〇軒となり、本村と青森間の往復距離になり、所要時間を二〇分として三〇年間では一五三日水を運びつつけることになります。

以上は一日一回の数値ですが、タンゴ一荷の水量は約六〇ℓ位のため、現在の使用水量であれば、一〇倍以上となり地球を半周・四年半という夢のような数字になります。

それでも生活を維持するための共同井戸であるため、神聖視し、平常の管理も充分に行い、定期的に「井戸さらえ」をします。



【小吹北谷共同井戸の井戸さらえ】

毎年八月七日の通称七日盆には総出で井戸の土砂や水を出してさらえ、屋形の修理や周囲の清掃も行った後、お神酒・おにぎりをお供えして井戸の神をお祀りし、人々もその供応に与って一日を過ごし水への感謝と、連綿とつづく生活協同体の絆をたしかめあってゆくのであります。

△水道敷設と文化生活▽

雨の日も、風の日も、農作業や家事で疲れた身を更には乳幼児を負いながらも、重いタンゴで坂道

を運ぶ水汲は、肉体的・精神的苦痛のはかりしれないものがありました。「小吹か持尾（河南町）か」といわれて僻地の代名詞にされたり、結婚を敬遠されるという噂もこの水汲の労苦を物語るものです



上水道

このように小吹地区は、永年水汲を運命とあきらめ苦悩の日をつづけてまいりましたが、その対策については、なかなか解決されませんでした。

しかしながら昭和二十七年に至り「水道をつけたら……」という夢のような話もちあがりしました。当時の鎌谷村長のご尽力により国庫補助を受け簡易水道事業の計画が樹立されました。

昭和二十七年七月、中津原西尾の小川の上流に水源池を求め、自然配水するよう諸施設が設置され、その敷設には小吹地区総出で日夜工事に協力しました。

山を越え谷を通り起伏のある延長約五キロにも及ぶ地区内に配管された各戸の蛇口から。その年末には待望の水がほとばしり出ました。永年、肩にかげ労苦の連続であった水汲は、蛇口をひらけばすぐに出てくるという夢物語が実現して一挙に解決されました。

いま小吹地区の人々は、豊富な生活用水により文化生活を送り、

第10回村民体育祭



- ▷ と き 10月9日（雨天の場合10月10日）
- ▷ と ころ 千早赤阪村立中学校グランド
- ▷ 主 催 千早赤阪村・村体育連盟

「嫁をやるなら小吹へ」と、その喜びもひとしおですが、数百年にわたる祖先伝来の労苦を偲び、今も、なお、七日盆には総出で井戸さらえを行って水への感謝をささげていますが、今後も永く後世に語りつづけて伝承してゆくことでありましょう。

秋の全国交通安全運動

実施される

九月二十一日～三十日

交通事故は、運転者や歩行者等の交通ルール無視や注意力のゆるみが最も大きな原因となっています。千早赤阪村を交通事故のない村にしたいためには、一人一人がそれぞれの立場で、次のような「安全で正しい交通」の習慣やマナーを実践することが大切です。



運転者は
交通マナー
向上の
主役です
自分の安全
と他人の安全を

- 飲酒・スピード・信号無視などの無謀運転をやめよう
- 子どもや身体の不自由な人には特に愛情運転を！
- 迷惑駐車はやめよう、やめさせよう。
- シートベルトをつけよう、つけさせよう。
- 高速道路はもとより
- 長距離運転には欠かさず、！—



歩行者は
安全で正しく
自らを守る歩
行を、！

- 道路や踏切を渡るときはその手前で止まって安全を確かめよう。
- 横断歩道を利用しよう—
- とび出し、車の直前直後の横断はやめよう、やめさせよう
- お母さんはお子さんに愛の手を—
- 夜の歩行には反射材の利用を！！



自転車
は
安全で他人に迷惑を
かけない利用を、！

- 交差点では、一時停止と安全確認を忘れずに
- 特に左折する大型自動車に注意しよう—
- 自転車の駐車は正しく、放置をやめよう。
- 夜間はライトをつけて走ろう。
- 自転車には「反射材」をつけよう—

台風や集中豪雨に備えて！

台風のもっているエネルギーの大きさは、わたしたちの想像を絶するほどに大きなものです。実際に被害を及ぼすのは、そのうちの数パーセントにすぎないとしてもわたしたちに大きな被害をおよぼします。

このはかり知れない台風災害も、わたしたちの工夫と努力である程度防ぐことができます。

防災の知識と万全の備えがあれば、被害を最少限に食い止めることができます。

普段から、家の中やまわりみて台風の被害を受けやすいもの、場所などに眼を注ぎ、弱いところは補強をするなど、万全の対策をたてておきましょう。

☆ラジオやテレビの気象ニュースに注意しましょう。

☆早のみこみは危険

台風は、ちよつとしたコースや強さの違いで、被害の起り方が大へん変わってきます。一人合点の判断は危険です。ラジオやテレビなどで次々と更新される新しい情報を聞きましょう。

☆予想しにくい集中豪雨

集中豪雨は、予想が困難です。急に注意報や警報がでることがある。雨の降り方に注意しましょう。集中豪雨をもたらすのは、巨大な黒い雨雲の群です。多くの場合、雨がはげしくなるときに雷が鳴り続けると局地的な集中豪雨になるおそれがありますから厳

過去の大阪府の主な台風による災害の状況

災 害 名		室戸台風	ジェーン台風	第二室戸台風
発 生 年 月 日		昭和9年9月21日	昭和25年9月3日	昭和36年9月16日
気 象	最低気圧	954.4mb	970.3mb	937.3mb
	最大風速	48.4m/s	28.1m/s	33.3m/s
	最大瞬間風速	60.0m/s	44.7m/s	50.6m/s
	雨量	223mm	64.7mm	44.2mm
人 的 被 害	死者	1,812人	240人	32人
	不明	76人	16人	
	重傷	8,932人	21,215人	2,181人
計		10,820人	21,471人	2,424人
家 屋 被 害	全壊	13,642戸	9,608戸	3,176戸
	半壊	726戸	1,017戸	210戸
	床上浸水	15,674戸	60,708戸	21,356戸
	床下浸水	142,910戸	54,139戸	61,488戸
	計	40,830戸	40,025戸	59,729戸
		213,782戸	165,497戸	145,959戸
田 畑 被 害	水田流埋冠水	42,500ha	7,486.05ha	30,484.0ha
	畑流埋冠水		2,305.80ha	2,708.9ha
	計	42,500ha	9,791.85ha	33,192.9ha

重に警戒しましょう。

☆家屋の補強は早目に

・煙突、看板、へいなどは、頑丈なところにしぼりつけ補強します。

・家のまわりの排水をよくしておくとともに、危険な箇所は土盛りなどをして、浸水を防ぎましょう。

・窓や雨戸などはクギづけにして板をあてて補強します。

・ガラス戸には×状にポリテープやセロテープをはって割れにくくします。

・窓の内側にカンヌキを渡してガラス戸のしなりを防ぎます。

※一般に風上側の補強には注意がはらわれますが、風下側は用心がおろそかになりがちです。しかし建物の風上側では押す力がかかり風下側では引く力がかり建物物を破壊する風力は同じ位です。風上側の雨戸や窓わくがはぎとられることも充分に考えられます。風下側の雨戸などの補強も入念にする必要があります。